

伊佐市農業委員会第 10 回総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 1 月 29 日（月）午前 9 時 00 分から 9 時 45 分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室

3. 出席委員 (25 人)

会 長 13 番委員

委 員

農業委員

1 番委員	7 番委員
2 番委員	9 番委員
3 番委員	10 番委員
4 番委員	11 番委員
5 番委員	12 番委員
6 番委員	

農地利用最適化推進委員

1 番推進委員	8 番推進委員
2 番推進委員	9 番推進委員
3 番推進委員	10 番推進委員
4 番推進委員	11 番推進委員
6 番推進委員	13 番推進委員
7 番推進委員	14 番推進委員
	15 番推進委員

4. 欠席委員 (1 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 10 番委員 11 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について

議案第 4 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 6 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時02分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和5年度 第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。先月の総会終了後、農業者年金の研修会をいたしまして来月まで推進期間となっております。この農業業者年金制度は、農業者にとって非常に良い制度ですので推進をよろしく願いいたします。また、今年もよろしく願いいたします。本日の議事録署名委員を指名いたします。10番農業委員と11番農業委員にお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページから5ページで農業経営基盤強化促進法による解約が17件、中間管理機構経由解約が1件の計18件です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の貸借について説明いたします。13ページの総括表をご覧ください。期

		間は3年から20年で面積は96,901㎡で利用権を設定する者の数が31人、設定を受ける者の数は17人です。土地の詳細につきましては、資料6ページから12ページ、番号1番から31番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。
議	長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。 ————— 議案第2号 —————
議	長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。
議	長	整理番号1番から5番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。 整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。
1 0 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る1月24日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。 申請人 MHさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は77歳です。 渡し人 HJさんは、奄美市名瀬井根町に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口堂崎字坂ノ下569番2、地目は田、地積は638㎡の所有移転売買になります。 農業従事者は2名、通作距離は自宅と地続きで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し

		ないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 2 番について、7 番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 2 番につきまして、去る 1 月 27 日に現地調査を行いましたので、7 番が報告いたします。 申請人 HS さんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は 66 歳です。 渡し人 IK さんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は 76 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字山ノ口 1797 番 4、地目は田、地積は 962 m²の所有移転売買になります。 農業従事者は 2 名、通作距離は約 1 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 3 番について、2 番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 3 番につきまして、去る 1 月 26 日に現地調査を行いましたので、2 番が報告いたします。 申請人 HS さんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は 66 歳です。 渡し人 KS さんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は 59 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字犬山口 1759 番 2、地目は田、地積は 681 m²の所有移転贈与になります。 農業従事者は 2 名で、通作距離は約 2.5 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号 4 番について、9 番農業委員の報告を求めます。

9 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る1月22日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。 申請人 UYさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は46歳です。 渡し人 MAさんは、東京都練馬区桜台に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口大田字狩迫 1364 番2、地目は田、地積は2,143㎡の所有権移転贈与になります。 農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る1月18日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。 申請人 NMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は48歳です。 渡し人 ASさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は86歳です。 申請地は、伊佐市菱刈下手字向へ水流 990 番1で、地目は畑、地積は6,455㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長	賛成多数。よって整理番号 1 番から 5 番については許可が決定いたしました。ここで、議長を会長代理の 12 番農業委員と交代いたします。
代 理 議 長	只今、議長と交代いたしました。議長に代わりまして進行させていただきます。 整理番号 6 番、7 番につきましては、この案件は 13 番農業委員が申請人となっていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、13 番農業委員の退席をお願いします。 (13 番農業委員退席)
代 理 議 長	整理番号 6 番、7 番について、1 番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 6 番につきまして、去る 1 月 24 日に現地調査を行いましたので、1 番が報告いたします。 申請人 IMさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は 69 歳です。 渡し人 HKさんは、滋賀県甲賀市水口町東名坂に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口青木字柳田 360 番 1、地目は田、地積は 833 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は 3 名で、通作距離は自宅から約 500m で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。 次に、整理番号 7 番につきまして、去る 1 月 24 日に現地調査を行いましたので、1 番が報告いたします。 申請人 IMさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は 69 歳です。 渡し人 YAさんは、鹿児島市吉野町に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口青木字平田 51 ほか 2 筆、地目は田が 2 筆と畑が 1 筆で、地積は 3 筆合計で 5,595 m²の所有権移転贈与になります。 農業従事者は 3 名で、通作距離は自宅から約 1 km 以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当し

ないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

代 理 議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

代 理 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号6番、7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

代 理 議 長 賛成多数。よって整理番号6番、7番は、許可が決定しました。ここで、13番農業委員の入室をお願いします。

（13番農業委員着席）

代 理 議 長 13番農業委員、許可が決定いたしました。ここで、議長を13番農業委員と交代いたします。

議 長 案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について、7件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について5番農業委員の報告を求めます。

5 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・
農 業 委 員 編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去
る1月24日、申請人の代理人として事務局の立会いのもと、2番推進委員、3番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人は、鹿児島市伊敷台にお住いの KNさんで年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字西原573番42で、地目は田、地積は284㎡であります。

申請地は、大口温泉リハビリテーション病院から南へ約1kmに位置して

議 長

おり、北側は道路、東側と南側は水路、西側は宅地であります。除外の理由としては、市外に居住しており耕作が困難であり、隣接地の所有者に管理を依頼し防草対策をしてもらっていた代わりに駐車場としての利用を認めていました。今後も耕作する見込みはなく駐車場として転用をしようとするものであります。

この申請は具体的な計画があり、転用において被害防除対策が整備される予定です。また、申請地は農用地区域の周辺部であり除外による他の農地への影響もないものと思われます。除外後は第1種農地ですが、不許可の例外の集落接続施設となりますので、転用は可能であると思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において除外はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数1件について1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長

議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る意見決定について提案いたします。整理番号1番から3番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局

議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る意見決定について、整理番号1番から3番について、去る1月24日に事務局において調査しましたので報告します。まず、事業計画変更に至るまでの経緯をご説明します。本申請は、一般住宅の建築並びに通路の造成を目的として平成14年12月20日付けで農地法第5条許可を受けていましたが、許可後、当初の

申請人である TS さんの移住の予定が無くなり住宅の建築がなされないままになっていました。そこで、申請地 481 m²を 451 m²と 29 m²に分筆し 451 m²を農業用貸資材置場に転用することを目的に UY さんが譲り受け、29 m²を通路へ転用をすることを目的に UY さん及び UR さんの共有名義として譲り受けることとなったため、転用事業計画変更申請及び農地法第 5 条許可申請が提出されました。

なお、通路部分に関しては、共有名義者 2 名それぞれを申請人として、計画変更申請と農地法第 5 条許可申請が 2 件提出されています。当該申請地を分筆し、共有名義にする理由としては、隣接する菱刈重留 1334 番 1 を UR さんが譲り受け、一般住宅を建築する申請が今回同時に提出されており、公道へ続く通路を確保する必要があったためです。それでは、案件ごとに説明させていただきます。

整理番号 1 番の申請人は、伊佐市菱刈重留に居住される UY さんです。

譲渡人は、熊本県上益城郡益城町大字惣領に居住される TS さんです。

申請地は、当初の申請地 481 m²のうち 451 m²部分であり、現在分筆手続き中です。転用目的は、当初の予定では一般住宅及び通路となっておりましたが、農業用貸資材置場に変更になります。

次に、整理番号 2 番です。申請人は、整理番号 1 番と同じく UY さんです。

譲渡人についても、整理番号 1 番と同じく TS さんです。

申請地は、当初の申請地 481 m²のうち 29 m²部分であり、現在分筆手続き中です。転用目的は、一般住宅及び通路から、通路のみへと変更になります。

次に、整理番号 3 番です。申請人は、伊佐市菱刈重留に居住される UR さんです。

譲渡人については、整理番号 1 番及び 2 番と同じく TS さんです。

申請地は、当初の申請地 481 m²のうち 29 m²部分であり、現在分筆手続き中です。転用目的は、一般住宅及び通路から、通路のみへと変更になります。これら 3 件の申請は、整理番号 1 番、2 番、3 番について、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の整理番号 1 番、2 番、3 番がそれぞれ対応しております。

調査の結果、これら 3 件の申請については許可相当であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議

長

報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番、2番、3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番、2番、3番は、許可が決定いたしました。議案第4号「農地転用事業計画変更申請」に係る意見決定について、申請件数3件について3件の意見が決定いたしました。
		————— 議案第5号 —————
議	長	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番、2番について7番農業委員の報告を求めます。
7 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る1月24日、申請人の代理人である H行政書士事務所社員 Nさんの立会いのもと、12番農業委員、15番推進委員、7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私7番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市菱刈重留にお住いの UYさんで年齢は45歳です。 譲渡人は、熊本県上益城郡益城町大字惣領にお住いの TSさんで市外住民です。 本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は貸資材置場であります。UKさんとの土地貸借契約書の写しが添付されています。 申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1334番4の一部で、地目は田、地積は451㎡です。現在、分筆の手続き中であります。 所在地は、田中小学校から西へ約500mに位置しており、北側は排水路を挟んで田、西側は排水路を挟んで畑、南側は第5条許可申請の整理番号3番の申請地、東側は排水路を挟んで宅地となっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地貸借契約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で

あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る1月24日、申請人の代理人であるH行政書士事務所社員Nさんの立会いのもと、12番農業委員、15番推進委員、7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈重留にお住いのUYさんで年齢は45歳です。

譲渡人は、熊本県上益城郡益城町大字惣領にお住いのTSさんで市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は通路であります。

申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1334番4の一部で、地目は田、地積は29㎡です。現在、分筆の手続き中で第5条許可申請の整理番号3番と共同申請です。整理番号1番で申請の貸資材置場と4番で申請の一般住宅で使用する通路として計画されております。

所在地は、田中小学校から西へ約500mに位置しており、北側は1番で計画の貸資材置場、西側は排水路を挟んで畑、南側は既存宅地の通路、東側は申請4番の一般住宅計画地となっており周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番、2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番、2番は、処分決定いたしました。整理番号3番、4番について、12番農業委員の報告を求めます。

1 2 番
農 業 委 員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る1月24日、申請人の代理人である H行政書士事務所社員 Nさんの立会いのもと、7番農業委員、15番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈重留にお住いの URさんで年齢は23歳です。

譲渡人は、熊本県上益城郡益城町大字惣領にお住いの TSさんで市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は通路であります。

申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1334番4の一部で、地目は田、地積は29㎡です。現在、分筆の手続き中で整理番号2番の通路と同じであります。共同申請のため許可申請が提出されております。

所在地は、田中小学校から西へ約500mに位置しており、北側は1番で計画の貸資材置場、西側は排水路を挟んで畑、南側は既存宅地の通路、東側は申請4番の一般住宅計画地となっており周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る1月24日、申請人の代理人である H行政書士事務所社員 Nさんの立会いのもと、7番農業委員、15番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈重留にお住いの URさんで年齢は23歳です。

譲渡人は、熊本県上益城郡益城町大字惣領にお住いの TSさんで市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。

申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1334番1で、地目は田、地積は491㎡です。

所在地は、田中小学校から西へ約500mに位置しており、南側は宅地、東側は田、北側と西側は1番で計画の貸資材置場、となっており周囲に与

		える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番、4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号3番、4番は、処分決定いたしました。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数4件について、4件が処分決定いたしました。 ————— 議案第6号 —————
議	長	議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番、2番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番、2番について、去る1月26日に、事務局の立会いのもと、11番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告します。 申請人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いの NS さんです。 申請地は、伊佐市菱刈前目字池田 3504 番 23 ほか2筆で、地目は全て畑、地積は3筆合計で 18,562 m²です。 申請地の所在地は、平沢津公民館から北東へ約3kmに位置しており旧菱刈町と湧水町の境で山の頂上付近です。獅子間野牧場の近くになります。周囲の状況は、東側は山林、西側、南側は牧場、北側も山林であります。 非農地になった時期及び理由としては、年月日は不詳ですが山の頂上

ということで鳥獣被害が多発して耕作が出来る状況でなく 20 年以上耕作がされない状態が続き現在に至っております。現況は原野、一部山林化しております。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると 3 名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。

整理番号 2 番について、1 番と同日に、事務局の立会いのもと、11 番推進委員、13 番推進委員、私 2 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、2 番が報告します。

申請人は、伊佐市菱刈田中にお住いの KY さんです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字池田 3504 番 27 で、地目は畑、地積は 8,512 m²です。

申請地の所在地は、1 番と同じく平沢津公民館から北東へ約 3 km に位置しており獅子間野牧場の近くになります。周囲の状況は、東側、南側は山林、西側は牧場、北側も山林であります。

非農地になった時期及び理由としては、先程と同じく年月日は不詳ですが鳥獣被害が多発して耕作が出来る状況でなく 20 年以上耕作がされない状態が続き現在に至っております。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると 3 名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番、2 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 1 番、2 番は、非農地証明が決定いたしました。議案第 6 号「非農地証明願」については、2 件申請のうち 2 件の非農地証明が決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事 務 局	総会資料の最終ページをご覧ください。1月の月例報告をいたします。 10日（水）1月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され事務局が出席しております。24日（水）及び26日（金）現地調査を行いました。本日29日（月）が第10回農業委員会総会です。 2月の行事予定ですが、5日（月）2月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、22日（木）が現地調査予定。28日（水）が第11回農業委員会総会です。月例報告は以上です。
議 長	その他、皆様から何かございませんか。 （「なし」という声、あり。）
議 長	以上で、令和5年度 第10回農業委員会総会を終了します。 姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。
事 務 局 長	【終了時間 午前9時45分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 10 番

伊佐市農業委員 11 番